

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月16日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 塩月 英治

### 1 概要及び日程等

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (1) 調達件名               | 令和6年度就職支援セミナー委託事業   |
| (2) 履行期間               | 契約日から令和6年3月31日  |
| (3) 履行場所               | 支出負担行為担当官が別途指定する場所  |
| (4) 契約方法               | 一般競争入札（最低価格落札方式）  |
| (5) 入札説明書の交付（公示期間）     | 令和6年2月16日～令和6年3月7日  |
| (6) 入札説明会の日時及び場所       | 開催しません  |
| (7) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限 | 令和6年3月8日（金）正午まで   |
| (8) 競争参加資格確認通知書の交付     | 競争参加資格の確認は、審査資料提出後行うものとし、その結果は「競争参加資格確認通知書」により、令和6年3月12日（火）までに通知する。   |
| (9) 入札書の提出期限           |   |
| 電子調達システムによる場合          | 令和6年3月14日（木）午前9時50分まで   |
| 紙入札による場合               | 令和6年3月14日（木）午前10時00分まで  |
| (10) 開札の日時及び開札場所       | 令和6年3月14日（木）午前10時00分<br>〒371-8567 群馬県前橋市大手町2丁目3番1号<br>前橋地方合同庁舎9階 中会議室 |

### 2 照会先

- (1) 入札説明書の交付、入札書等の提出、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒371-8567 群馬県前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎9階  
群馬労働局総務課会計第一係 久保 電話 027-896-4732

### 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東甲信越地域で「役務の提供等」で、A、B、C、及びD等級に格付けされている者であること。
- (5) 会社法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない者であること。
- (6) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 就職支援に関する事業に係る実績を過去3年以上有する者であること。
- (9) 就職支援セミナーの講師については、キャリア・コンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と

認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者が複数名いること。

- (10) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。（「入札説明書」全ての要件を記載してあるので確認すること。）

#### 4 入札方法等

##### (1) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額が契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

##### (2) 電子入札の可否 可

本入札案件は、電子調達システムにより競争参加資格に関する証明書の提出、入札書の提出及び開札を行うが、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出たうえで、紙入札方式で参加することができる。（詳細は「入札説明書」確認のこと）

##### (3) 開札の執行

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。但し、公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、期日までに入札説明書により令和 04・05・06 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記 2（1）まで電子調達システムにより提出、直接提出又は書留郵便にて提出すること。

また、上記書類とあわせて競争参加資格に関する誓約書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書等を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。（詳細は「入札説明書」確認のこと）

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、3 競争参加の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札

価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 各種提出書類の押印の省略にかかる留意事項

今般の入札において、契約書を除くすべての提出書類（契約関係書類）について、押印を不要としているが、担当者等から提出される書類については、事業者として決定した正式な書類であること。なお、押印を省略した書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取等を適用する場合がある。

(8) 手続における交渉の有無 無

(9) その他 詳細は入札説明書及び仕様書による。

(10) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。(73条)

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札時までには是正を完了しているものを除く。）

ロ 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。

ホ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者（常時雇用する労働者数が101人未満の事業主には本要件は適用しない。）。

ヘ 入札書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(11) 就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去3年以上有する者であること。

(12) 開札後の群馬労働局職業安定部職業安定課との事前打合せに、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。

(13) 上記(12)の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから常時2名以上派遣出来る体制があること。

(14) 当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む）を有すること。